

## 特定非営利活動法人柏市国際交流協会広告掲載基準

### (目的)

第1条 この基準は特定非営利活動法人柏市国際交流協会（以下「KIRA」という）が掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものである。

### (広告の掲載基準)

第2条 掲載する広告は、KIRAの広報としての公共性、信頼性および品位を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反し、または違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのあるもの
- (4) 国際交流及び国際理解の促進に支障を来すおそれのあるもの
- (5) 国外・国内の環境保全に支障を来すおそれのあるもの
- (6) 政治活動、選挙活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に係るもの
- (7) 虚偽、誤認、誇大等を惹起するおそれのあるもの
- (8) 広告内容に関する責任の所在が不明確なもの
- (9) KIRAの財産の悪用につながるおそれのあるもの
- (10) KIRAまたは第三者に対し不利益を与えるおそれのあるもの
- (11) その他、広告として妥当でないとKIRAが認めるもの

### (広告掲載の媒体)

第3条 KIRAの広告掲載の媒体は次のとおりとする。

- (1) KIRAの管理するホームページ（以下「ホームページ」という）
- (2) 会報かわら版（以下「かわら版」という）
- (3) KIRAの管理する有形資産および文書類（以下「資産・文書」という）
- (4) KIRAが主催する催事に係る掲示スペース（以下「催事スペース」という）

### (広告の種類・規格等)

第4条 広告の種類および数、規格、仕様、掲載の位置、枠数、データ容量、画像表現、デザイン、文字サイズ等は別途定める“広告掲載要領”に基づくものとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告を掲載するもの（以下「広告主」という）の募集は原則として、次の方法により、おこなうものとする。

- (1) KIRAの「ホームページ」および「かわら版」での告知による定期募集
- (2) KIRAの渉外活動による随時募集

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は“KIRA 広告掲載（兼、期間延長）申込書”により、KIRAに申し込むものとする。広告期間の延長を希望するものも同様とする。

(広告主の決定)

第7条 前条の規定により、広告の申し込みがあった場合は、KIRAは第2条、第3条、第4条の規定に基づき適正な審査をして広告主を決定する。

上記の決定したときは当該広告掲載希望者に“KIRA 広告掲載（不掲載）通知書”を送付する。

(掲載優先順位)

第8条 広告の掲載優先順位は原則として次のとおりとする。優先順位を決定することができないときは、抽選により決定する。

第1順位・・・KIRAの団体会員の広告

第2順位・・・KIRAの活動に賛同する企業・組織・団体の広告

第3順位・・・KIRAの認知度または品位の向上に資する企業・組織・団体の広告

第4順位・・・長期安定した広告の掲載を行う企業・組織・団体の広告

第5順位・・・より多くの広告料収入を見込める企業・組織・団体の広告

第6順位・・・上記第1順位ないし第5順位に該当しない企業・組織・団体の広告

(広告掲載の期間)

第9条 広告の掲載期間は1ヶ月単位とし、最長1年とする。ただし、広告枠に空きがあり、期間満了までに期間延長の申し込みがあった場合には掲載期間を延長することができる。

ii) 広告の掲載を開始する日は原則として、当該広告を掲載する月の初日とする。

iii) 広告の掲載を終了する日は原則として、当該広告を掲載する月の最終日とする。

iv) ホームページの広告掲載においては、原則として広告掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に掲示し、広告掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に削除する

ものとする。

v) 前 ii) 項以外の広告掲載開始日および前 iii) 項) 以外の広告掲載最終日については KIRA が別に定める。

(広告原稿の作成と提出)

第 10 条 広告主は KIRA が指定する日までに、広告原稿を KIRA の指定する場所に提出するものとする。

ii) KIRA は前項の規定により提出された広告原稿の内容が第 2 条、第 3 条、第 4 条の規定に反するか、もしくは不適合と認められる場合は広告主に対して修正を求めることができる。

iii) 前 i) 項、ii) 項の規定により作成または修正する広告原稿に係る経費は広告主が負担するものとする。

(広告掲載料)

第 11 条 広告主は KIRA が別途定める広告掲載料を KIRA が指定する日までに、指定する金融機関の口座に一括して前納するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条 KIRA は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第 10 条に規定する広告原稿が定められた期日までに提出されないとき

(2) 第 11 条に規定する広告掲載料が定められた期日までに納付されないとき

(3) 第 2 条の規定に反すると認められ、もしくは第 3 条、第 4 条の規定に不適合で KIRA の原稿修正要求に広告主が速やかに応じないとき

ii) KIRA は前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、広告主に対して“KIRA 広告掲載取り消し通知書”で理由を付して、その旨を通知する

iii) KIRA は第 i) 項の規定で広告の掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、取り消しを通知した当該月以降の広告掲載料を広告主に返還する。この返還する広告掲載料に利子は付さない。

(広告掲載の中止)

第 13 条 広告主は自己の都合で広告の掲載を中止する場合は、書面により KIRA に申し出なければならない。

- ii) KIRA は前項の規定により申し出を受けた場合は、原則として納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし特段の斟酌する事由がある場合には、申し出を受けた日の属する月の翌月以降の広告掲載料を返還する。この返還する広告掲載料に利子は付さない。

(リンク先の変更)

第 14 条 ホームページ掲載の広告において、広告主は広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 5 営業日前までに KIRA に届け出るものとする。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 広告主の責に帰す事由により、広告が掲載できなかったときは、納付した広告掲載料は広告主に返還しない。

- ii) KIRA の責に帰す事由により、広告が掲載できなかったとき、または中止したときは、当該掲載しなかった期間に応じた広告掲載料を広告主に返還する。

(広告主の責任)

第 16 条 広告主は広告の内容等に係るすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- ii) 広告主は広告の掲載により、第三者から苦情の申し立て、損害賠償の請求等がなされた場合には広告主の責任と負担において解決するものとする。

(基準の変更)

第 17 条 KIRA は広告主に予告することなく、この基準の内容および“広告掲載要領”を変更することができる。

- ii) 前項の場合、KIRA は広告主に対して、速やかに変更の内容を通知するものとする。

(協 議)

第 18 条 この基準の解釈、或いは、この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は KIRA と広告主の双方が誠意を以って協議し、円満なる解決を図るものとする。

附 則

この基準は平成 25 年 9 月 日から施行する